

### 3. 「信頼」のまちづくり

#### ①共に進めるまちづくり

##### 前期基本計画の取組状況

###### (1) 市民の皆さんの自主的な活動支援と公共サービスの担い手の育成

一般コミュニティ助成事業を活用し、地域で活動するコミュニティ団体への支援を行いました。また、地域の皆さんの生涯学習活動の場として、公民館やコミュニティ集会所を提供するとともに、公民館を中心に地域住民参加や世代間を越えた行事を開催するなどして自主的な活動の支援に努めました。

###### (2) 地域の特性に合ったまちづくりのための情報共有

広報については、研修会への参加等を通じて先進地事例を研究し、表紙の写真スペースの拡大を図るなど、「広報こまつしま」の紙面の充実に努めるとともに、市内全世帯への配布に加え、市内の大型ショッピングセンター・コンビニエンスストアに広報誌を設置しました。さらに、「ふれあい行政出前講座」の開催や「市政モニター制度」の実施により、広聴事業の充実を図っています。

附属機関等<sup>10</sup>の委員の一部について市民公募を実施し、都市計画マスタートップラン策定市民会議や介護保険事業計画等策定委員会などにおいて、公募委員として参加していただきました。また、平成23年度から「小松島市パブリックコメント<sup>11</sup>手続要綱」を施行し、政策形成過程への市民参加を実現しました。

新たに書庫を整備して公文書の適正管理を図るとともに、情報公開制度<sup>12</sup>や個人情報保護制度の適切な運用・管理に努めています。

<sup>10</sup>附属機関等 専門知識の導入、利害調整、市民の意見反映などを目的として、法律及び条例等に基づき設置されるもので、各種審議会等をいいます。

<sup>11</sup> パブリックコメント 意見公募手続きの一種で、市が事業を推進したり、計画を立案したりする際に、事前に広く市民から意見や情報を募集するものです。

<sup>12</sup>情報公開制度 市が持っている情報を知りたいと思うときに知ることが出来るようになります。こうした市民の知る権利を保障し、市に対し情報開示を義務付けているのが情報公開条例です。本市では、利用しやすい情報公開制度として、当該情報を保有する所管課へ情報開示請求する方法のほかに、総務課に情報公開についての総合受付を設け、全ての課に対する情報開示請求の受付を行っており、情報開示請求のワンストップサービスを提供しています。

## 現況と課題

### こまつしまの人々の生活

こまつしまの人がよりよい生活をするために、市が提供できることには限度があります。なぜなら、市の資源（ヒト：職員の数・カネ：税などにより市に入ってくる収入・モノ：市の施設や設備）には限りがあるからです。一方で、人々の考え方が多様になり、市に求めるものもそれぞれ違っています。

### 衛生組合、消防団や自主防災会・ボランティア

小松島市には、ほぼ全域に町内会が存在しています。さらに、目的に応じて地域の住民で構成する、衛生組合、消防団や自主防災会などが存在しています。

ボランティアとして、平成24年3月末現在、33団体、702名が社会福祉協議会に登録されていて、地域福祉の推進や清掃美化活動の分野で活躍しています。登録団体以外でも74団体、1,748人がボランティアとして活躍していて、自主的な活動分野が広がっています。

今後もこれまで以上に多くの市民の皆さんの参画を図り、協働してまちづくりを進めていく必要があり、こうした市民の皆さんの自主的な活動への支援や、公共サービスの担い手を育成することが重要となっています。

## 基本方針

### 市民の皆さんの様々なニーズにあわせた担い手の育成

「市は、地域コミュニティやボランティア、NPO<sup>13</sup>、民間企業といった新たに公共サービスを担うこととなる組織や人づくりの支援を行います。」

これまで、いろいろな公共サービスを市役所が主に行ってきました。これからは、市民の皆さんと役割分担を進め、こうした公共サービスを様々な組織や人が提供することで、市民の皆さんは、それぞれの地域でそれぞれのニーズにあった公共サービスを選択することができるようになります。



地元企業のボランティアによるたぬき像の清掃

<sup>13</sup> NPO NonProfit Organization の頭文字をとったもので、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO 法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づき権利や義務の主体となり得る法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

生活の利便性を向上させることができます。そのために、市は新たに公共サービスを担うこととなる組織や人づくりの支援を行います。

例えば、ボランティアで子育ての手助けをしたい人がいれば、育児援助活動に対する知識を習得していただく所定の講習を行う一方、手助けをして欲しい方を紹介するファミリー・サポート・センター事業を徳島市等と合同で行います。また、市は、現在も社会福祉協議会に補助をして行っている、ボランティアを始めたい人とボランティアを必要とする人を結びつける取り組みについても継続して行います。

### 市民の皆さんとのまちづくりの情報共有

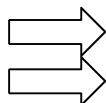
「市は、地域の特性を活かした市民の皆さんの手によるまちづくりを支援するため、行政情報の開示や提供を積極的に行います。また、市と市民の皆さんとのコミュニケーションを図るための体制の整備を行います。」

市は、市民の皆さんが、自分たちだけではできないことを行うことに力を注ぎます。そのために、まず市民の皆さんに「自分たちの住む地域で、自分たちに何ができるか」という意識を持ってもらいます。例えば、ごみの処理について、焼却や埋め立てといったことは市が行いますが、その前処理となる分別やリサイクルについては、市民の皆さん一人ひとりが意識したり、地域ぐるみで取り組むことで、市が税金をかけて行うよりも、ずっと効果的で効率的に行うことができます。

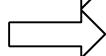
このように、市民の皆さんが主体となって地域のあり方を考えたり行動したりできるよう、市は、積極的に行政情報の開示や提供を行います。そして、市民の皆さんには、自分の住んでいる地域をより快適に暮らせるようにするために地域のあり方を決定し、それを実現するために、市が行うことと、自分が行わなければならないことを区別してもらいます。それによって、それぞれの地域の特性を活かし、生活水準の向上をめざす市民主導の地域社会づくりを進めてもらいます。また、市と市民の皆さんがコミュニケーションを図るための場を作ります。

### 施策体系

#### ●共に進めるまちづくり



市民の皆さんの自主的な活動支援と公共サービスの担い手の育成



地域の特性に合ったまちづくりのための情報共有

## 主な取組

### (1) 市民の皆さんの自主的な活動支援と公共サービスの担い手の育成

- 新たに公共サービスの担い手となる人やボランティア団体などの自主的組織の育成に努め、活動の支援を行います。
- 助成制度を活用し、地域コミュニティ活動への支援を行います。
- 地域づくりの拠点となる公民館やコミュニティ集会所については、市民の皆さんの自主的な組織の活動の場として提供します。
- 地域づくりの担い手となる人や市民の皆さんの自主的な組織と連携しながら、まちづくりを行います。
- 徳島東部地域定住自立圏において圏域市町村と連携することで、NPO法人の設立など、NPO活動に対する支援を行います。

### (2) 地域の特性に合ったまちづくりのための情報共有

- 独自の情報発信手段である広報誌及びインターネットの充実を図り、様々な市政情報を積極的に提供・発信します。また、広報誌の設置場所の拡大や、新聞、テレビ、ラジオなどの多様なマスメディアの積極的な活用を通じ、高齢者や障がい者、経済的弱者などにもきちんと情報が届くように努めます。
- 「ふれあい行政出前講座」や重要施策に関する住民説明会の開催などを通じ、市と市民の皆さんとの対話の機会を増やします。
- 重要事項を審議する附属機関等において、「小松島市附属機関等の設置及び運営指針」に基づき、引き続き委員公募の実施に努め、政策形成過程への市民参加を促進します。
- 平成23年4月に施行した「小松島市パブリックコメント手続要綱」に基づき、市民の皆さんの声を市行政へ反映できるよう、制度の活用に努めます。
- 公文書の適正管理に努めるとともに、市民の皆さんを利用しやすい情報公開制度を維持します。
- 「小松島市個人情報保護条例」に則り、市役所が持つ市民の皆さんの個人情報を適切に管理します。